

八千代市情報公開条例 解釈運用基準

令和8年4月

八千代市

目 次

前 文	1
第1条 目的	3
第2条 定義	6
第3条 実施機関の責務	10
第4条 利用者の責務	10
第5条 開示請求権	11
第6条 開示請求の手續	13
第7条 公文書の開示義務	17
第1号 法令秘情報	19
第2号 個人に関する情報	20
第3号 法人等に関する情報	23
第4号 公共の安全等に関する情報	26
第5号 審議, 検討又は協議に関する情報	27
第6号 事務又は事業に関する情報	29
第8条 部分開示	31
第9条 公益上の理由による裁量的開示	33
第10条 公文書の存否に関する情報	34
第11条 開示請求に対する措置	36
第12条 開示決定等の期限	37
第13条 開示決定等の期限の特例	39
第14条 事案の移送	40
第15条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	41
第16条 開示の実施	43
第17条 他の法令等による開示の実施との調整	46
第18条 費用の負担	49
第19条 審理員による審理手續に関する規定の適用除外	50
第19条の2 審査会への諮問	52

第20条	諮問をした旨の通知	5 4
第21条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	5 5
第22条	公文書の管理	5 6
第23条	情報公開の総合的な推進に関する市の責務	5 7
第24条	出資等法人の情報公開	5 8
第25条	指定管理者の情報公開	5 9
第26条	公文書の検索目録等の作成	6 0
第27条	実施状況の公表	6 1
第28条	委任	6 2
附 則		6 3

前文

地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政を推進する上において、情報公開制度は、必要不可欠な制度として発展してきたものである。

市は、市民の知る権利が情報公開制度を推進する上で大きな役割を果たしてきたことを十分に評価し、及び認識し、市民が知ろうとする市の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層進めていくものである。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

【趣旨】

この前文は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上で情報公開制度が必要不可欠な制度として発展してきたこと、また市民の知る権利が当該制度を推進する上で大きな役割を果たしたことといった背景を踏まえ、この条例を制定する理念をうたったものである。

【解釈及び運用】

- 1 前文では、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政を推進する上において、情報公開制度が必要不可欠な制度として発展してきたものであること、また、市民の「知る権利」が情報公開制度を推進する上で大きな役割を果たしてきたことを十分に評価、認識し、市民が知ろうとする市の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層進めていくとしている。

ここにいう「地方自治の本旨」とは、地方自治の本来の建前ないし一般的概念とでもいふべき意味であり、地方自治がそもそも国家の内部において、国家とは別の人格を持つ独立の地域的団体の存在を認め、その地域の公共の事務を、当該団体が自主的に処理することとすることができるならば、この地域的団体が、地域と当該地域に生活する住民から構成されることから、地方自治の本旨は、団体自治という要素及び住民自治という要素の総合した観念であると解することができる。

この「団体自治」とは、国家の内部において、それから独立した地域的団体の存在を認め、地方公共の事務は、当該団体の創意と責任において処理せしめようとする住民の代表者によって組織される団体の機関による自治運営を意味するものであり、「住民自治」とは、国家から原則として独立した当該団体の行政運営に住民が自発的かつ積極的に参画する住民の責任による自治運営を意味するものである。

ここでは、この地方自治の本旨が憲法理念に基づくものであることを踏まえ、この制度が地方自治にとって根源的な制度であることをいうものである。

- 2 「公正で開かれた市政を推進する」とは、情報公開制度によって、市政の執行過程を明らかにすることで、より一層公正な市政運営を図ることをいうのであり、このことが、情報公開制度の究極の目的である。
- 3 「市民の知る権利」とは、実施機関が保有する公文書について、その閲覧、写しの交付等を請求することができる市民の権利をいう。
- 4 「知る権利」の解釈については、憲法学上、国民主権の理念を背景に表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張され、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、また、それを受け取る自由のみならず、政府が保有する

情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含むという理解であり、この場合、後者が特に「知る権利」と呼ばれている。しかし、このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は、基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待って具体的な権利となるという見解が有力である。

また、憲法第21条の保障する表現の自由は自由権であって、請求権的なものは含まないという見解の一方で、「知る権利」をより広く自己を本人とする保有個人情報の開示請求権を含めて考えるとするもの、憲法上、既に具体的な内容をもって存在する権利であると見る見解もある。

このように、知る権利の概念に多くの理解の仕方がある現状を踏まえ、国が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、いわゆる情報公開法において、「国民主権」を開示請求権の根源としたことの意義等を総合的に勘案すると、本市条例に「知る権利」を明記することについては、地方自治の本旨に即した情報公開制度の趣旨を分かりやすく市民に示す概念として定着してきていること、市民の開示請求権を定める条例の趣旨にも適合すると考えられることなどから前文に明記することとした。

前文とは、本則の前に置かれ、その法令等の趣旨、目的又は基本的立場を述べた文章をいい、特にその法令等の制定の大理想を厳粛に宣明する必要があるときに置かれる。憲法のほかには、ある分野における基本的事項を定めた法律・条例にその例が見られる（教育基本法、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例、東京都あるいは大阪府の情報公開条例等）。

情報公開制度は理念的性格が強く、その団体の考え方、条例制定の趣旨、目的等を明確にする必要があるという意味で前文を設けることに意味があるといえる。

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市の行政運営の公開性の向上を図り、もって市政に関しその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、この条例の解釈及び運用の指針となるものである。このことから、以下の各条項の解釈及び運用は、本条に照らして行わなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、情報公開制度が地方自治の本旨にのっとった制度であること及び市が市民に対しその諸活動を説明する責務を果たさなければならないことを明らかにしている。
- 2 「地方自治の本旨にのっとり」とは、市民に対する市の説明する責務は、地方自治の本旨に由来し、そのような責務を全うするための情報公開制度は、単に条例に基づく制度であるにとどまらず、地方自治の本旨を踏まえた制度であることをいう。地方自治の本旨については、前文の解釈及び運用を参照のこと。
- 3 「公文書の開示を請求する権利」とは、市の保有する情報を資料として市政を認識し、評価することに寄与するため、実施機関が保有する公文書について、その閲覧、写しの交付等を請求できる市民の権利をいい、実施機関は、条例に定める要件を満たした開示請求に対しては、応じなければならない条例上の義務を負うことになる。さらに、実施機関が行う開示又は不開示等の決定に対して不服がある者には、法的救済の道が開かれるものである。
- 4 「市の行政運営の公開性の向上を図り」とは、公文書開示制度の充実とともに、市が各種の情報を積極的に公表、提供することにより、市政に関する正確で分かりやすい情報を、市民が容易に得られるようにするため、情報公表施策及び情報提供施策の整備及び拡充を図ることにより、市が保有する情報の公開を進めていく趣旨である。
- 5 「市政に関しその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」とは、この条例の究極の目的を明らかにしたものである。
 - (1) 「市政に関しその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」とは、市民から市政を負託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務を果たしていくとする趣旨である。
 - (2) 「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」とは、市政に関する情報を広く公開することにより、市政に対する的確な認識と評価に基づく市民の意思形成が可能となり、公正で民主的な開かれ

た市政が実現し、市政への市民の参加が一層進むことを述べたものである。

6 情報公開制度について

情報公開制度とは、狭義には「公文書開示制度」として、市が保有する公文書を住民の請求に応じて開示することを義務付ける制度を指すが、広義には市が保有する情報を自主的に公開する「情報公開施策」や法令等の規定により情報の公開を義務付けられている「公開義務制度」等を含める意味で用いられるものである。この広義の情報公開制度は、それが請求に応じたものであるか否か、あるいは、公開等が義務的であるか否かにより、おおむね次のように分類することができる。

	義務的	任意的
請求に応じるもの	公文書開示制度（狭義の情報公開） ・この条例に基づく公文書の閲覧，写しの交付 他の法令等に基づく閲覧等の制度	情報提供施策 ・窓口等における市民等の求めに応じた資料の配布等行政情報の提供
請求によらないもの	公開義務制度 ・条例，規則等の公布 ・財政状況の公表 ・給与実態の公表 ・審査基準，処分基準の公表	情報公開施策 ・広報誌の発行 ・行政資料の刊行 ・ホームページ・SNSによる情報発信 ・法務課情報公開班，図書館等での行政情報の公開

「公開」，「開示」の用語の使用に当たっては、「公開」とは、会議の公開，資料を公開するというように、一般人が実地に見ることができる状態の下に置いてあることをいい、「開示」とは、他人に物又は事柄の内容，性質，数量等が明らかに分かるように示す，見せることをいうものとした。

また、請求に応じるものによる公文書開示制度と情報提供施策では、市が保有し市民が必要な市政に関する情報を開示するという点では共通するが、次のような相違点がある。

	公文書開示制度	情報提供施策
条例の規定	あり	なし
対象となる文書	請求時に存在する公文書	(1) 過去に全部開示された公文書で、新たに請求があった時点でも明らかに全部開示とするもの (2) 既に公表されている情報のみが記載されているもの (3) 不開示情報が含まれないことが明らかなもの
文書の加工	不開示処理等を除き、文書の加工不可	文書の加工及び新たな文書の作成可能
決定期限の有無	あり	なし（ただし、速やかな対応が求められる。）
異議申立て	可能	不可
その他	不開示情報が含まれている場合でも、請求を拒否できない。	不開示情報が含まれている場合は、請求を拒否できる。

以上のように、両者はその性格及び方法を異にしているが、市と市民との情報の流れの中ではそれぞれ重要な役割を果たしており、相互補完的な関係になる。

なお、公文書開示制度においては、開示をしない旨の決定は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求をしている（開示請求権の濫用と認められる）場合等に行う。この開示をしない旨の決定に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求や、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。

第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 議会並びに市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，消防長及び事業管理者をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画，写真，フィルム及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
 - イ 市の施設において，歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ，又は公にすることが予定されているもの

【趣旨】

本条は，この条例の基本的用語である「実施機関」及び「公文書」についての定義を示したものである。

第1号は，この条例により情報公開制度を実施する機関を定めたものである。

第2号は，この条例における公文書概念を明らかにし，その範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 実施機関の範囲は，次のように定めたものである。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議決機関である議会
 - (2) 地方自治法により，独立して事務を管理し，執行する機関である市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会
 - (3) 市長の補助機関であるが，それぞれ消防組織法（昭和22年法律第226号），地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により一定の権限を有し，独立して事務を執行している消防長，事業管理者
- 2 「実施機関の職員」とは，市長，行政委員会の委員，監査委員，議会議員等の特別職の職員のほか，実施機関が職務上指揮監督権を有する全ての職員（任期付職員や会計年度任用職員を含む。）をいう。
- 3 「職務上作成し，又は取得した」とは，実施機関の職員が自己の職務の範囲内において職務上作成し，又は取得した場合をいい，職務には，地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け，又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含むものである。
- 4 「文書」とは，文字，記号等の可読的符号を用いて紙等の上にある程度永続すべき状態において，意思，観念，認識又は事実の表示を記載したものをいい，具体的には，起案文書，供覧文書，台帳及び帳票等をいう。

- 5 「図面」とは、紙等の上に記号又は線等の象形を用いて表現されたものをいい、具体的には、地図、設計図等をいう。
- 6 「写真」とは、フィルム等から印画紙（感光紙）にプリントされたものをいう。
- 7 「フィルム」とは、ネガフィルム及びポジフィルムをいい、マイクロフィルム、スライドフィルム、映画フィルムも含まれる。
- 8 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープなどの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいう。
- 9 「当該実施機関の職員が組織的に用いる」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用（市の意思決定を行う際に用いたものである等）する状態であることを意味する。そのため、例えば職員個人が自己の業務上で一時的に記憶にとどめておくためのメモ書きといったものは、これが起案等に添付されるといった組織内での共有を図ることを目的にするといった別段の事情がなければ、個人限りの文書と判断され、この「組織的に用いる」という要件には該当しないこととなる。

なお、組織共用の有無についての判断は、事案に応じ、後述の「組織共用文書の範囲」に加え、文書等の作成又は取得の経緯、利用実態、保存又は廃棄の実態等を踏まえて行う必要がある。

- 10 「当該実施機関が保有しているもの」とは、公文書が実施機関において業務上必要なものとして、八千代市文書管理規則（平成12年八千代市規則第30号）等の規程に基づき保管、保存等されている状態のものを意味する。そのため、職員が自己の執務の便宜のため保有する公文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は組織として保有している状態にあるとまではいえず、これに当たらないこととなる。

なお、公文書の保有性の判断については、後述の「組織共用文書の範囲」も参照すること。

- 11 「公文書」の定義におけるただし書は、条例の適用を除外するものについて定めたものである。
 - (1) 「一般に容易に入手することができるもの」とは、書籍、パンフレット等不特定多数の者に販売、配布することを目的として発行されるものをいう。
 - (2) 「一般に利用することができる施設」とは、図書館等不特定多数の者が利用できる施設をいう。
 - (3) 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」とは、行政事務処理上の必要性からではなく、歴史や文化、学術研究といった観点から、その資料的価値に注目して保有しているものをいう。

12 組織共用文書の範囲

- (1) 作成した文書

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。一般的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

(ア) 「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。

(イ) 「一定の権限を有する者」とは、八千代市事務決裁規程（昭和42年八千代市訓令甲第6号）等に規定する事務の処理につき決定権を有する者をいう。

(ウ) 課長等一定の権限を有する者を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類、帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって、当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(エ) 起案文書については、事務の決定権者の指示により作成されるものであるため、起案者により作成された時点で、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(オ) 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、組織として説明する責務を果たす観点から、作成した文書が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織的に用いる文書としての実質を備えることとなった時点以降をいう。

イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの

(ア) 実施機関の定める文書管理規則等の規程に基づき、登録等が行われ、保存されているものをいう。ただし、登録等が行われていない場合であっても、共用のファイリングボックスや書庫等に保存されているものは、「組織において利用可能な状態で保存されているもの」に該当する。

(イ) 「保存されているもの」には、回付中の文書又は内部検討の途上にある文書を含むものとする。

(2) 取得した文書

受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。一般的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも收受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配付された文書は、配付された時点で受領したことになる。

イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの

上記(1)イに同じ。

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。

ア 業務用システムのデータ等

汎用コンピュータ，サーバー等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等については，実施機関が組織的に利用，管理するものと認められるので，原則として組織共用文書に該当する。

イ 光ディスク等に記録された文書等

パソコン等で作成された文書等で，光ディスクやハードディスク等に記録されたものについては，上記(1)又は(2)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関がこの条例を解釈し、運用するに当たっての基本的立脚点を明示するとともに、プライバシー保護の観点から個人情報の取扱いについての配慮を義務付けたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「市民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする」とは、実施機関は、この条例で定めた公文書の開示を求める市民の権利を保障するため、公文書の開示義務に規定する不開示情報（第7条各号）に該当しない限り開示しなければならないという「原則公開」の基本理念に基づいてこの条例を適正に解釈し、運用することをいう。
- 2 実施機関は、公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の開示請求があった場合は、事務手続を迅速かつ的確に行わなければならない。
- 3 「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とは、公文書開示制度においては原則公開であるが、思想、宗教、職業、財産その他個人のプライバシーは、最大限の配慮をもって保護されるべきであり、正当な理由なく個人に関する情報を開示してはならないことを実施機関に求めたものである。
- 4 個人に関する情報、とりわけ個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については、第2章に規定する公文書の開示を行う場合はもとより、第4章における情報公開の総合的な推進を図るため情報の提供及び公表を行う場合においても、この条例の趣旨を踏まえて、同様に最大限の配慮を行うべきものである。
- 5 本条によれば、実施機関は「市民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重して」対応することとなるが、条例第4条で利用者の責務として規定されているとおり、条例の目的に即した適正な請求とはいえない開示請求に対してまで尊重して対応する義務を課しているものではない。このような場合は、本来の目的を著しく逸脱した権利濫用と考えることができる。

第4条 利用者の責務

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示の請求を行おうとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例により、公文書の開示請求を行おうとするものの権利の適正な行使及び開示を受けたものの情報の適正な使用を義務付けたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公文書の開示を請求しようとするものは、公正で民主的な市政の推進というこの条例の目的を踏まえ、公文書開示制度の適正な利用に努めなければならない。

「適正な請求に努める」とは、公文書の開示を請求できる権利は、市政を認識するといった「知る権利」を手続上認めた権利であることから、市政の具体的な部分を知る必要があるといった理由及び必要性に基づき、開示請求権を行使するものであり、公文書の開示請求を行おうとするものは何人もこの責務が生じることを理解する必要がある。一方、特定の職員を非難する、別の要求を引き出す目的で開示請求を利用する、閲覧等を行う意思のないことが明らかな公文書を請求する、濫用的に大量の開示請求を行う等の「知る権利」の正当な行使とはいえないものについては、本条の「適正な請求」とはいえない。

- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示を受けたものは、その開示によって得た情報を、この条例の目的及び社会通念上の良識に従って使用しなければならないが、濫用して第三者の権利や利益を侵害してはならないことをいう。
- 3 実施機関は、「適正な請求」とはいえない請求をしようとする者がある場合は、その者に対して、適正な請求をするよう要請するものとする。
- 4 実施機関は、公文書の開示によって、その情報が現に適正に使用されているとはいえず、又は適正に使用されないおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請できるものとする。
- 5 権利の濫用的な大量請求、自ら請求をして開示決定を受けたにもかかわらず閲覧を行わない等の「適正な請求」とはいえない請求に対しては、民法（明治29年法律第89号）第1条第3項（権利濫用の禁止）が一般的法理として考えられるが、適正な請求が利用者の責務であることを明確にするため定めたものである。

本条の責務は、開示請求手続、再開示申出手続、開示実施等の各場面で適用される。

第2章 公文書の開示

第5条 開示請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、この制度が開示請求権に基づく法的関係であることを明確にするとともに、開示請求権者が誰であるのか、また、誰に対して開示請求するのかを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 この条例の目的規定から明らかなように、この条例により開示請求権を行使する主体は、市民が中心となるものである。これは、地方公共団体として説明する責務があるのは、第一義的には市民に対してであると考えからである。しかしながら、今日の情報化の進展や経済活動の広域化等により、都市としての機能は、様々な分野において市域を問われない部分が拡大してきている。このような高度な情報化が必要とされている社会では、情報の自由な流通が、また、市の発展と市民の福祉の増進に結びつくものと考えられることから、広く「何人」にも公文書の開示請求権を認めるものとしたものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。
- 3 「何人」には、自然人に限らず、法人でない社団又は財団で管理人の定めのあるものも含まれる。
- 4 本条による開示請求権を行使するに当たり、開示の請求を行おうとするものは、この条例第4条に規定する利用者に課せられた責務を当然に負わなければならない。

第6条 開示請求の手續

第6条 前条の規定により公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求をいかなる手續で行うべきか、また、開示請求書に形式上の不備があると認められるときに実施機関の長はいかなる対応をすべきかを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項は、公文書の開示についての具体的な請求方法を定めたものであり、開示請求は、本項各号に定める事項を記載した開示請求書を提出してしなければならないとするものである。すなわち、開示の請求は、この条例によって認められた開示請求権の行使であり、開示の決定という行政処分を求める申請手續であることから、開示決定等の期間の計算や救済手續において、後日争いや混乱を避ける必要があるため、書面により事実関係を明確にしておくこととしたものである。そのため、口頭、電話等による開示請求は認められない。

2 開示請求に係る請求書の收受は、開示請求者が開示を求める公文書を保有する実施機関が行うこととする。なお、当該請求書の收受に先立つ調整及び公文書開示制度に関する相談等は、全ての実施機関を通じて統一的な事務処理がなされることが望ましいことから、情報公開制度主管課が原則として行うこととする。

3 同項第1号は、開示請求者と請求に対する応答の対象となる者の同一性を確認し、また、実施機関が開示請求者と連絡を取る場合や、開示決定等を通知するために必要なことから記載を求めるものである。

本号に規定する事項が規則第2条に定める開示請求書の「住所、氏名、連絡先（電話番号）」欄に適切に記載されているか否かは、次の観点に留意して判断するものとする。

(1) 公文書全部開示決定通知書、公文書部分開示決定通知書及び公文書不開示決定通知書の送付先の特定及び連絡調整のため、正確に記載されていること。

(2) 法人その他の団体にあつては、「住所、氏名」欄に事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名が記載されていること。

(3) 連絡先（電話番号）欄には、開示請求者に対する確実かつ迅速な連絡が可能な番号（自宅、勤務先、内線番号等）が記載されていること。

なお、押印は意思表示及び文書作成の真正の担保からあることが望ましいが、押印のないことをもって形式上不備があるとはいえない。

- 4 同項第2号の「開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」とは、公文書の開示請求にあつては本質的内容であつて、開示請求権の権利行使の範囲を明確にするものである。したがつて、開示請求者は、その権利行使の範囲を明確に表示する責務がある。

しかしながら、開示請求者が実施機関の保有する公文書を具体的に把握することが困難な場合も多いため、開示請求書に公文書の正式名称を記載する必要はないものの、その記載内容は、請求を受けた実施機関の職員が、合理的な努力により、開示請求者が求める公文書が何かを識別し、当該公文書を検索可能な程度に明確にする事項が記載されていることを要する。

ここでいう「公文書を検索可能な程度に明確にする事項」は、次の記載の有無から判断するものとする。

- (1) 公文書の件名、様式名又は事業名（これらを識別できる程度の記載）の有無

具体的に請求する公文書又は請求対象の範囲を特定するものとして必要な情報となる。公文書の特定ができないときは、公文書総合目録等により当該公文書の有無、件名及び内容について確認を行う。その際、開示請求に係る所管課と十分連絡を取り合い、所管課職員の立会いを求めるなどして、公文書の特定に関する情報の共有に努めるものとする。

- (2) 公文書の所管課名の記載の有無

対応すべき課を特定するものとして必要な情報となる。公文書の所管課名の記載がない場合は、開示請求書の受付を行った課の保有する公文書を対象として取り扱う。

- (3) 公文書の作成等の時期の記載の有無

公文書の作成、又は取得した時期を特定するものとして必要な情報となる。公文書作成等の時期の記載がない場合は、原則として、開示請求日から最も近い時期に作成等された公文書を対象として取り扱う。

- 5 第2項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるという裁量権を付与した規定である。この条例に基づく開示請求は、八千代市行政手続条例（平成9年八千代市条例第1号）の申請行為に該当するので、同条例第2章の申請に対する処分の規定が適用される。したがつて、同条例第7条に規定する申請に対する審査及び応答と同様、実施機関は、開示請求が適正であるといえない場合は、補正を求めることができることになる。

- 6 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、次に掲げるような場合をいう。

- (1) 開示請求書において、第1項第1号の記載が欠けている場合

- (2) 開示請求書において、同項第2号の記載が実施機関において探索できる程度に十分に記載されていない場合（実施機関における公文書は、所管課名、年度、業務、文書の件名等により管理されていることから、公文書に記録さ

れた内容を個々に調査しなければ、請求されている公文書の有無を確認できない、又は公文書に記録された内容に着目していない等の以下に該当する請求は、公文書を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。）

ア 請求されている公文書の有無を確認できないような抽象的、広範囲な請求

（例）「〇〇に関するもの全て」、「〇〇が記載されているもの全て」

イ 大量の公文書を機械的に文書番号や漠然とした用語で特定するなど、結果的に多種多様な内容の公文書が多数含まれることとなる請求

（例）「文書番号1～1000の文書」、「工事関係資料」

ウ 公文書の作成者により特定した請求

（例）「〇〇が作成した文書一式」、「〇〇が押印したもの一式」

(3) 開示請求書において、実施機関名が記載されていない、又は記載されているが正確な実施機関名ではないため、実施機関が判然としない場合

(4) 開示請求書に記載されている開示請求者と、情報公開制度所管課の窓口を訪れる等して実際に開示を請求する者（以下「実際の開示請求者」という。）が異なっている場合（実際の開示請求者が、開示請求書に記載されている開示請求者の開示請求の意思及び開示請求書に記載されている開示請求者との身分関係（委任関係を含む。）を書面により明らかにした場合を除く。）

(5) 開示請求書に記載されている「希望する開示の実施の方法」での開示の実施ができない場合であって、かつ、他の開示の実施方法であれば開示が可能である場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、開示請求書の記載から開示請求者、開示対象等を特定することができない場合

7 「相当の期間」とは、開示請求者が、開示請求書の修正又は再提出に要する社会通念上必要とされる合理的な期間をいう。

8 「補正の参考となる情報」とは、公文書総合目録その他開示請求者が公文書を特定するために必要な情報をいう。

9 第2項により、実施機関には、開示請求者に対する補正の参考となる情報を提供する努力義務が課せられているが、例えば、開示請求者又は実際の開示請求者が補正を拒否している、開示を求める情報を明確にしない等といった場合にまでこの義務が及ぶものではない。

また、本項が実施機関に求めているのは補正の参考となる情報の提供であり、本項によっても、実施機関自らが補正後の文章を作成するなど、実施機関において開示請求書の形式上の不備を是正する義務を負うものではないことは当然である。

10 開示の請求にあつては、本条第1項に定める開示請求の手續に掲げる事項が記載されていれば、規則第2条に定める開示請求書における他の事項の記載がない場合であっても、開示の請求の受付を行うものとする。

11 相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開

示請求書の不備が補正されない又は補正が十分でない場合は、当該開示請求を拒否することとなり、請求を却下するものとする。

なお、却下処分を行う場合は、当該処分は「申請により求められた許認可等を拒否する処分」（八千代市行政手続条例第8条第1項本文）に該当することから、却下処分を行う理由を示す必要がある。この理由については、「補正を求める程度の不備が確認されたこと」「補正を求めたこと」「求めた補正に応じない、相当の期間を経過してもなお補正されないといった補正が行われなかった事情があったこと」「補正がなされず不備が解消されなかったことから開示請求に応じることができないこと」に言及することが望ましい。

【参考】

この条例は、平成3年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書に適用することとなるが、条例適用除外となる平成3年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書の開示については、八千代市情報公開事務取扱要領（以下「要領」という。）に規定する公文書任意的開示申出書（要領第2号様式）により申出を受け付け、情報公開制度の趣旨を踏まえ、情報の提供に努め、開示請求の場合に準じて対応するものとする。

なお、当該公文書の開示の申出は、条例上の開示請求権の行使として行われるものではなく、申出に対する回答は、行政処分の性格を持たないので、審査請求及び行政訴訟の対象とはならないものである。

第7条 公文書の開示義務

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(6) 各号参照

【趣旨】

本条は、公文書は、原則開示すべきことを明確に定めるとともに、例外的に不開示にすべき情報として、1号から6号までの6類型の情報について限定的に列挙したものである。

不開示にすべき情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、公文書の開示を請求しようとする者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人、法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、この条例の目的である公正で開かれた市政を実現するため、実施機関の保有する情報は全て開示することが原則となるが、開示請求に係る公文書の中には、開示することにより個人のプライバシーや事業を営む個人及び法人の権利利益を侵害するもの、あるいは法令等の定めにより開示することができない情報等もあるので、それら不開示情報に該当する以外の情報については、実施機関に開示義務があることを明確にしたものである。

すなわち不開示情報に該当するときは、開示することが禁止されることとなるものであるが、このことは、第9条で公益上の裁量的開示が例外として認められる構造となっていることから理解されるところである。この構造の意味は、不開示情報は開示されないことの利益を保護しようとするものであることから、本来開示されるべきではなく、例外的に高度の行政的判断として、開示することの公益が不開示にすることの利益に優越する場合に、裁量的開示を認めるべきであるとするものである。

- 2 不開示とする情報は、この条例の目的に照らして、その範囲を必要最小限にとどめるとともに、実施機関の裁量の余地を少なくするため、その基準を可能な限り明確に定める必要があり、それらを類型化したものが本条各号である。
- 3 不開示情報と地方公務員法第34条との関係

この条例による開示義務は、開示請求権者と実施機関との関係において公文書を開示するか否かの問題であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、公務員の服務規律として定められているものであり、両者はその趣旨及び目的を異にするのである。

地方公務員法等行政機関の職員に守秘義務を課している規定における秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものと認められるもの（実質秘）をいうが、実質秘の範囲は、具体的に定められているとはいえない。したがって、本条と守秘義務とは、その対象となる情報について重なる場合が多いが、当然に全てが一致するものではない。

本条各号に該当する情報が守秘義務の対象となるかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断するものであり、条例に基づき適法に開示をしている限りにおいては、守秘義務違反とはならないものと考えられるものである。

4 本条と他の法令との関係

地方自治法第100条第1項に規定する議会の調査権、記録の提出請求、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項に規定する弁護士会からの必要事項の報告要求、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に規定する捜査に関する必要事項の報告要求等のように、法令の規定により公文書の提出又は閲覧等を要求されることがあるが、これらの要求は、個別の法令に基づくものであり、この条例に基づく開示請求とは趣旨、目的を異にしていることから、本条に該当するかどうかによって、当該要求の諾否の判断をするものでなく、各法令の趣旨、目的、対象文書の内容、要求に応じることによる支障の有無、程度等を総合的に勘案し、個別具体的に判断するものとする。

第7条第1号 法令秘情報

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の定めるところにより、公にすることができない情報とこの条例との関係について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本号は、法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報が記録されている公文書は、不開示とすることとしたものである。

地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる（地方自治法第14条第1項）ことから、法令の規定により公にすることができない情報については、この条例においても、公にすることができないものである。

また、他の条例の規定により公にすることができない情報についても、同様とする。

2 「法令及び条例」とは、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令並びに条例及び条例の委任を受けた規則をいい、国等からの通知等は、法令の範囲に含まない。

3 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等に明文の規定があるもののほか、法令等の趣旨又は目的に照らし、当然に公にできないと認められる情報をいい、このような情報としては、次のようなものがある。

(1) 明文の規定により閲覧等が禁止されている情報

(2) 他の目的に使用することが禁止されている情報

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）等の特別法の規定により守秘義務が課せられている情報

(4) その他法令等の趣旨、目的に照らして公にすることができない情報

第7条第2号 個人に関する情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本号は、基本的人権の尊重及び個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーに関する情報は不開示とする必要があるが、「プライバシー」という概念が法的にも社会通念上も必ずしも明確でない下で、個人のプライバシーを最大限保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報及び特定の個人を識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報は不開示とするものである。

その一方で、本号ただし書では、法令等の規定や慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報等の特定の情報については、開示することとしたものである。

2 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報その他個人との関連性を有する全ての情報を意味する。具体的には、次のような情報をいう。

- (1) 戸籍的事項（住所、氏名、性別、生年月日、本籍等）に関する情報
- (2) 経歴（学歴、職業、職歴等）に関する情報
- (3) 心身（心身障害、疾病、健康状態等）に関する情報
- (4) 能力、成績（学業成績、勤務成績等）に関する情報
- (5) 思想、信条等（思想、信条、信仰、宗教等）に関する情報
- (6) 財産状況（所得、資産状況等）に関する情報

(7) その他個人生活（家庭状況、居住状況等）に関する情報

3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で判断することとし、本号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係がない個人情報は、本号により、開示又は不開示の判断を行うものとする。

4 「特定の個人を識別することができる」とは、当該公文書の内容から、特定の個人が識別され、又は識別され得ることをいう。

一般的には、特定の個人が識別できる情報は、氏名、生年月日、住所であるが、この部分を不開示にしたとしても、それ以外の部分の情報から特定の個人が識別され得るものについては不開示となる。

5 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。この場合、個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属する者に関する情報を公にすると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容によっては、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある。

6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

7 ただし書のアは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、不開示とする個人情報から除外することとしたものである。

(1) ただし書のアでいう「法令等」の範囲は、条例第7条第1号と同様となる。つまり、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令並びに条例及び条例の委任を受けた規則が「法令等」の範囲となる。

そして、ここでいう「法令等の規定」は、何人に対しても、かつ、理由のいかんを問わず情報を公開するものに限られる。

(2) 「慣行として」とは、実施機関内においてある情報が何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報として取り扱われているといった事実上の慣習をいう。ある情報が慣行として公開する情報であると判断できるかどうかは時流等を踏まえ個別に判断する必要があるが、たとえ開示請求の対象になった情報と同種の情報が公にされた先例が実施機関にあるとしても、それが個別事例として位置付けられるにとどまり、先例として踏襲されているような事情がない場合には、「慣行として」とまではいえない。

(3) 「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

8 ただし書のイは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、最大限保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、これを不開示とすべき合理的な理由は認め難いため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することとしたものである。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、不開示とすることにより保護される利益と公にすることにより保護される利益とを比較衡量し、後者が前者に優越すると認められるかどうかで判断することとなる。

9 ただし書のウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うする観点から、不開示とする個人情報から除外することとしたものである。

(1) 「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、公務員の勤務成績、処分歴等職員としての身分の取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には該当しない。

(2) 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に関する情報は、特定の公務員が識別される情報として個人に関する情報に該当するものであるが、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により、開示又は不開示の判断を行うこととする。

なお、実施機関が実施する事務事業であって、予算執行を伴うものに係る情報のうち公開することが必要なものとして、実施機関があらかじめ公示した基準に該当するものについては、公務員以外の者であっても、予算執行の適正さを含め、広く市政の公平さと透明性を確保する観点から、不開示により保護される当該個人の権利利益に優る公益性がある場合には、その氏名等の開示は、受忍の限度の範囲内にあると判断して開示することとする。この場合において、当該情報が他の不開示情報に該当するときは、不開示となる。

(3) 職務の遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が不開示とされることとなる。

10 個人に関する情報については、当該本人からの開示請求であっても、本号により不開示とすることとなるが、当該本人の個人情報いわゆる保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により開示請求することができる。

第7条第3号 法人等に関する情報

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護するため及び公にしないことを条件に任意に提供された情報について当該条件が合理的である場合、保護するため定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報及び公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされている情報、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報を不開示とする場合の要件とすることとしたものである。

本号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は、今日、法人等の社会的役割や社会的影響力が増大し、その責任も重視されているため、もし法人等の事業活動が人の生命、健康等を害したり、また、違法な行為や不当な行為により市民生活に影響を及ぼすような場合には、本号に該当する場合であっても、開示することとしたものである。

- 2 「法人」とは、個人（自然人）以外で、法律上の権利義務の帰属主体となること（権利能力）を認められているものをいう。この条例においては、株式会社、有限会社等の営利法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人等広く捉えている。
- 3 「その他の団体」とは、自治会、商店会、PTA等で法人格は有していないが、団体等の規約や代表者が定められ、団体としての実体を有する、いわゆる権利能力なき社団をいう。
- 4 国及び地方公共団体に関する情報は、当然法人格を有するものであるが、その行政活動については、法人等の事業活動とは性質を異にすることから、本条第5号等で判断するものとし、本号では対象外とした。
- 5 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに規定する事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 6 「当該事業に関する情報」とは、直接その事業活動に関する情報のほか、事

業用資産に関する情報等間接的な事業に関する情報も含め、事業活動に関する一切の情報をいう。なお、事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等）は、第2号（個人に関する情報）で判断するものとする。

- 7 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、開示することにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び開示することにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念で捉えられないものを含むものである。
- 8 不開示を前提とした情報の任意提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼の下に行われている。本号イは、このような情報を公にした場合、信頼関係が損なわれ、将来の協力が得られなくなるおそれがあること等から不開示としたものであり、任意に提供された情報は非公開とするという約束は、原則として遵守しなければならないという要請と開示することの利益との調和を図ることとしたものである。
- 9 「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件で任意に提供された情報をいい、当該情報の提出を求める法的権限がある場合において、行政指導により情報を提出させた場合、法人等が自己に有利な政策決定を求めて資料等を持ち込んだような場合は、本号に該当しないものである。
- 10 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は事業を営む個人が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。したがって、当該業界に公にしない慣行が、客観的に存在するかを判断するものである。
- 11 「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情も考慮することとするものである。

【参考】

不正競争防止法との関係

いくつかの裁判例から明らかなように、不開示となる法人等に関する情報の内容は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）と密接な関係を有しているとする考え方がある。

条例の規定が明確な客観性のある概念を用いていないことが多く、どのような営業上の秘密をいうのか曖昧であるが、典型的には同法第2条第6項のいう「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」とされる。

このように同項は、「営業秘密」を定めたものであるが、この要件として、秘密としての管理、有用性及び非公知性を掲げている。

このうち「秘密としての管理」が要件とされたのは、当該情報が営業秘密であることを客観的に認識できることを求めるためであり、次に「有用性」が要件とされたのは、事業活動に有用といえない情報を保護の対象外にするため

ある。さらに、「非公知性」が要件とされたのは、営業秘密は非公知であり、不特定の者がその情報を共有していないことにより独自の価値を有するものであり、また、一般に知り得るところとなった情報について、元々の情報保有者に何らかの排他的な権利を認めた場合、社会的に著しい混乱を招くおそれが大きく、社会に流通する情報については、公有となったと考えるのが妥当であることなどの理由によるものとされる。

これらを適用した事案からも、同法における概念あるいは要件は、不開示とする法人等に関する情報の内容を確定するに当たり有用な基準となるものであるという指摘に留意する必要があるといえる。

第7条第4号 公共の安全等に関する情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序の維持を図るため定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本号は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を不開示とすることとしたものである。

このような本号の規定は、いわゆる司法警察を対象としたものであり、建築規制等の行政警察は、第6号の行政運営情報の問題となるものである。

2 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、社会生活に必要な法規範、交通秩序の維持等、社会の風紀、平穏な市民生活が害されることのないように保護することをいうものであり、「犯罪の予防又は捜査」が「公共の安全と秩序の維持」の代表的な例示であることを示すものである。

3 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序の維持のための行政活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性があることをいう。

4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、実施機関の裁量を尊重する趣旨を明確にしたものであり、公共の安全等に関する情報については、実施機関の判断の合理性についての司法審査にとどめ、実施機関の裁量を尊重する趣旨を示したものである。

なお、例えば特定の事件に関する捜査事項照会書面といった司法警察員からの捜査上の照会に関する公文書が開示請求の対象に含まれている場合は、捜査の有無等の状況を表明すること自体が犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、当該公文書に関しては、照会元である司法警察員への参考照会（第15条）や、いわゆる存否応答拒否（第10条）を検討することが望ましい。

第7条第5号 審議，検討又は協議に関する情報

(5) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は，公文書の要件を組織共用文書としたため，決裁等の事案処理手続が終了していない文書のかなりの部分がこの条例の適用を受けることになるので，これらの情報を時期尚早な段階で開示することによる，外部からの干渉，圧力等により，率直な意見の交換，意思決定の中立性等が損なわれないように保護するため定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本号は，実施機関における意思決定前の情報のうち，審議，検討又は協議に関する情報を開示することにより，外部からの干渉や圧力等の影響を受け，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれや，未成熟な情報が開示されることにより，その情報が確定した情報との誤解や憶測に基づき市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることとしたものである。

本号の規定を八千代市公文書公開条例（平成3年八千代市条例第2号。以下「旧条例」という。）第11条第7号では意思形成過程情報と称していたが，この表現が連続した行政過程を包括的に捉える形で解釈されることにより，不開示とされる範囲が過度に広がるおそれがあることから，本号のように改めたものである。

- 2 実施機関は第2条第1号の実施機関とともに，これらの附属機関を含むものである。
- 3 「実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間」とは，
 - (1) 実施機関の内部
 - (2) 国又は他の地方公共団体の内部
 - (3) 実施機関の相互間
 - (4) 実施機関と国又は他の地方公共団体の相互間
 - (5) 国又は他の地方公共団体の相互間をいう。

- 4 「審議，検討又は協議に関する情報」とは，実施機関内部並びに国及び他の地方公共団体の内部又は実施機関と国及び他の地方公共団体相互間における審議，検討又は協議のほか，会議，打合せ，意見交換，相談等に関連して，実施機関が作成し，又は取得した情報をいう。

- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とは，第1に各種会議の会議録や行

政の施策の検討過程に関する情報等であって、公にすることにより、行政内部の率直な意見の表明と情報の交換又は意思の形成、決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、第2に行政の内部において検討、審議若しくは協議中の案件又は内容の正確性が確認されていない公文書であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの、第3に事業計画案や調査結果資料等、あるいは統一的に公開する必要のある計画、検討案等で、公にすることにより特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすと認められるものをいうものである。

なお、「不利益を及ぼすおそれがあるもの」とされていることは、第4号とは異なり、不開示規定該当性について、市の機関に広範な裁量が認められるわけではない。

- 6 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容に照らし、意思決定前の情報を公にすることにより生じる誤解や混乱等の不利益と公にすることの公益性とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その不利益が看過し得ない程度のものである場合をいう。

なお、本号には、第2号及び第3号に規定されている公益上の義務的開示に相当する規定が置かれていないが、これは、「不当」の要件の審査に際し、開示することの利益が比較衡量の対象になることによるものである。

- 7 旧条例第11条第6号の合議制機関等情報については、本号を適用することとし、個別具体的に開示、不開示の判断を行うこととなる。また、旧条例第5号の国等協力関係情報についても、本号を適用するとともに、次の第6号事務又は事業に関する情報の不開示規定等をもって個別、具体的に判断を行うものである。

第7条第6号 事務又は事業に関する情報

- (6) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は，実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な実施を確保する目的により定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本号は，公にすることにより，実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を不開示とすることとしたものである。
- 2 本号のアからオまでは，実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の性質及び内容に着目して類型化し，類型ごとに公にすることにより生ずる支障を掲げたものである。

なお，公にすることによる支障は，アからオまでに限定されるものではなく，公にすることにより支障が生ずる場合には，「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示となる。

- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは，当該事務又は事業の性質に照らし，保護する利益がある場合に限り不開示となることとの趣旨であり，また「当該事務又は事業」には，同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。
- 4 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは，事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障を比較衡量した結果，公にすることの公益性を考慮してもなお，当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいう。

この場合，「支障を及ぼすおそれ」は，単なる抽象的な可能性では足りず，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて，法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

5 本号オの事項については、地方公営企業又は国営企業の場合、第3号の事業活動情報と基本的に共通するものではあるが、地方公共団体又は国が経営するものであることから、説明する責務が全うされるようにするため、第3号の規定に含めることなく事務又は事業に関する情報として処理することとしたものである。

第8条 部分開示

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、開示請求された公文書の一部に不開示情報が含まれている場合に、全体を不開示とすることなく、開示可能な部分は開示すべきことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本条は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、このことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、原則公開の立場から当該公文書の全体を不開示とするのではなく、不開示情報に係る部分を削除し、当該不開示情報に係る部分以外の部分について、公文書の開示をしなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

また、第1項ただし書は、不開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務はないこととしたものである。

2 「容易に」とは、開示部分と不開示部分とを区分し、当該不開示部分を除去することが、公文書を汚損し、又は破損することなく、かつ過大な時間と費用をかけることなくできる場合をいう。

第1項では、部分開示対応義務の要件として「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」としていることから、不開示部分を技術的に分離することが困難である場合にまで部分開示対応義務を実施機関に課しているものではない。この場合、公文書から不開示情報を技術的に分離することが困難であれば、全部を不開示とせざるを得ない場合も生じ得る。

3 「区分」とは、不開示情報が記録されたものを物理的に切り離すことだけではなく、不開示部分を黒塗り等の方法により隠すことも含むものである。なお、電磁的記録の黒塗りの方法については、次の例を参考に処理することとする。

(1) ワードデータ、エクセルデータの場合、不開示部分に蛍光ペン機能や図形機能で黒を重ね、当該データをPDFに変換したとしても、変換後にPDF内の文章をコピーしてメモ帳などに貼り付けることで黒塗りしていた文字が現れ、黒塗りの体をなさない点に留意が必要である。基本的な対応方法とし

ては、黒塗りし出力したものを再度スキャナーで読み込む方法や、PDF編集ソフトの「墨消し」ツールを使用する等の作業が必要となる。

(2) 音声データ又は映像データの場合、不開示とする箇所の上から無音データや黒背景データを被せる等、不開示部分を視聴できないように処理を行う必要がある。なお、不開示部分の上から無音データ等を被せる等の処理を行う際には、電磁的記録を複製したものの交付を受けた者が、処理ソフト等を使用して不開示処理を行った部分を取り除くことができないように処理しなければならない。なお、実施機関が当該処理ソフト等を持ち合わせておらず、処理することが困難な場合はこの限りではない。

4 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、開示請求に係る公文書から不開示情報に係る部分を区分して除くと、開示される部分に記録されている情報が、既に公表されている情報だけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合などをいう。

5 第2項は、開示請求に係る公文書の全部又は一部に、氏名、生年月日等の個人識別情報が記録されている場合に、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うべきこと及びその場合における不開示とする範囲について定めたものである。

6 「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

7 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、第7条第2号の個人情報には含まれないものとみなして開示しなければならないとしたものである。

8 個人情報記録された公文書の部分開示の取扱い

特定の個人であるかどうかを識別するのは、通常氏名、生年月日等をもって行われているので、氏名、生年月日等が記録されている公文書の場合は、おおむね第7条第2号の個人情報に該当すると考えられる。ただし、氏名、生年月日等を削除した場合に、公にしても個人の正当な権利利益が損なわれるおそれがないと認められ、かつ、開示請求の趣旨を損なわずに公文書の一部を開示することができるときは、当該氏名、生年月日等を削除したその他の部分の公文書の開示をすることとなるが、この場合、氏名、生年月日等を削除したとしても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できる場合があるため、慎重に検討する必要がある。

第9条 公益上の理由による裁量的開示

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、条例第7条各号（同条第1号は除く。）により開示が禁止される情報について、実施機関の高度な行政的判断により、裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度な行政的判断により開示することができることを定めたものである。
- 2 第7条第1号の法令秘情報については、法令等によって開示が禁止されている情報であり、本条による開示の余地がないものであるから、裁量的開示の対象から除外することとした。
- 3 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第7条第2号（個人情報）のただし書の規定、同条第3号（事業活動情報）のただし書の規定による人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合をいう。

なお、実施機関が、開示することの公共的な利益を判断するに当たっては、第7条各号の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を慎重に考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならない。

第10条 公文書の存否に関する情報

第10条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合、例外的に、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否処分できることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした後、開示決定等を行うべきものであるが、本条は例外として、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することとなる、いわゆる存否応答拒否ができる場合について定めたものである。
- 2 「当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、ある特定の個人の生活保護等公的扶助の受給に関する情報の開示請求に対して、当該公文書は存在するが第7条第2号の規定により不開示とすると回答した場合、そのことのみで当該個人が公的扶助を受けている事実が明らかになり、プライバシーの侵害となってしまうように、応答をするだけで、不開示情報を開示したときと同様の結果となり、不開示情報の保護利益が害されることとなる場合をいう。
- 3 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とは、通常、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る公文書を特定し、その存否を明らかにした上で拒否することが原則であるが、上記のような場合は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示決定ができることとしたものである。

公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する場合に重要なことは、拒否することが必要な類型の公文書については、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきであって、公文書が存在しない場合には不存在と回答し、公文書が存在する場合のみ、拒否したのでは、拒否した場合は公文書が存在する場合であることを、請求者に推測されてしまうこととなる。

- 4 本条による存否応答拒否も申請を拒否する処分の1つであることから、八千代市行政手続条例第8条第1項の規定により、申請を拒否する処分を行う理由を示す必要がある。また、本条による存否応答拒否は「不開示情報を開示することとなる」と規定されていることから、仮に公文書が存在するとした場合であっても当該公文書は不開示情報に該当するという前提が必要である。そのことから、存否応答拒否処分を行う場合は、開示請求に係る公文書が仮に存在するとしても、どの不開示情報に該当し、当該公文書の存在等を明らかにすることがなぜ不開示情報を明らかにすることになるのかを示す必要がある。

- 5 本条により開示請求を拒否するときは、条例第11条第2項の開示をしない旨の応答拒否という処分性を持つ決定を行うこととなるので、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく取消訴訟が提起されることがあることに留意すべきである。

第 1 1 条 開示請求に対する措置

第 1 1 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し、規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対して、実施機関がいかなる措置を採るべきかを定めたものである。

第 1 項は、全部開示決定と部分開示決定の場合に、第 2 項は、不開示決定の場合に適用されるものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答拒否をする場合及び文書の不存在を理由とする請求拒否をする場合についても、明確に行政処分として位置付け、書面により通知しなければならないとしたものである。
- 2 実施機関は、開示請求に対し慎重に審査等を行った上、第 1 項又は第 2 項に規定する決定のいずれかをしなければならない。
- 3 不開示等の決定の理由の記載は、その適用の基礎となった事実関係及び該当条項について、開示請求者が具体的に知り得る程度に特定されなければならない。単に「不開示情報に該当する」として該当条項を示すのみでは不十分であり、開示請求の対象として申請しているものの中で「〇〇（情報の名称）については、〇〇（情報の性質）であり、〇〇（具体的な想定）のおそれがあり、条例第〇条第〇号に該当するため、不開示とする。」という程度で記載しなければならない。また、不開示等の理由が公文書の不存在である場合は、「当該公文書は保存期間を過ぎており、請求時には既に廃棄されているため、存在しない。」「当該公文書は作成又は取得されておらず、存在しない。」といったように公文書が不存在である原因についても触れる必要がある。なお、不開示の理由が複数にわたる場合は、その全てについて記載する。

第12条 開示決定等の期限

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等の原則的期限と実施機関に正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 開示決定等の日数は、開示請求があった日から起算する。
- 2 開示決定等の通知は、迅速に行われることが望ましいことから、開示請求があった日から15日以内としたものであるが、この期間は限度を定めたものであるから、実施機関は、開示請求があったときから開示決定等を行うまでの期間をできる限り短くするよう努めなければならない。

この場合において、15日目（期間の満了日）が八千代市の休日を定める条例（平成元年八千代市条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。
- 3 第1項ただし書は、開示請求書の記載に不備がある場合その他の形式上の要件に適合しない場合において、開示請求の補正を求めたときは、当該補正に要する日数を当該期間に算入しないとすものである。
- 4 第2項の「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が、開示請求に対して、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等をするよう誠実に努力した場合であっても、当該期間内に開示決定等をするのできない次のような場合をいう。
 - (1) 開示請求に係る公文書が多種にわたるため、当該公文書を短期間に検索することが困難であるとき又は開示請求のあった公文書の内容が複雑で、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
 - (2) 開示請求に係る公文書に、第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者の意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
 - (3) 災害等による緊急事態の発生や一時的な業務量の増大等のため、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
 - (4) 年末年始等、執務を行わない期間があり、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。
 - (5) その他正当な理由により、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき。

5 「30日以内に限り延長することができる」とは、事務処理上の困難その他正当な理由により、15日以内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から45日以内に開示決定等を行わなければならないとするものである。

第13条 開示決定等の期限の特例

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書が著しく大量であって、その全てについて前条の定める期限内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずることを避けるため、開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 日数は、前条と同様に開示請求があった日から起算する。
- 2 「開示請求に係る公文書が著しく大量である」とは、開示請求を処理する実施機関において、開示決定等に関する事務を45日以内に処理しようとする時、当該実施機関の通常業務の遂行に著しい支障が生ずるほどの量をいう。
- 3 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業務上看過し得ない支障をいう。
- 4 「相当の部分」とは、本条が、開示請求に係る公文書について、開示決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が45日以内に努力して処理することができる部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。
- 5 「相当の期間」とは、残りの公文書について、実施機関が業務の遂行に著しい支障を生ずることなく、開示決定等を行うことができる期間であって、当該開示請求に係る実施機関の業務の遂行状況に応じ、合理的に判断されるものである。
- 6 「本条を適用する旨及びその理由」には、開示請求に係る公文書が著しく大量であること及び開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことが、通常の業務の遂行に著しい支障が生じることを具体的に記載するものとする。

第14条 事案の移送

- 第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求を受けた実施機関が、当該事案を他の実施機関に移送する場合の要件、手続及び効果について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき又は開示請求に係る公文書に他の実施機関の事務に密接に関連する情報が記録されており、他の実施機関に処理を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる場合など、他の実施機関で開示決定等をするに正当又は合理的な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができるとしたものである。
- 2 「協議の上」とは、協議が整った場合という意味であり、協議が不調に終わった場合には、移送は認められないものである。
- 3 事案の移送によって、開示請求者に不利益とならないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。したがって、開示決定等の期限は、移送をした実施機関に開示請求があった日から起算することとなるものである。
- 4 第3項の「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、移送を受けた実施機関が当該開示請求に係る公文書を保有していない場合などを想定し、移送をした実施機関が、開示に必要な協力をしなければならないとしたものである。

第15条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

- 第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書に国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条の2及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合は、当該第三者の権利利益を保護するとともに、開示の是非の判断の適正を期するために、開示決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与すること及び開示決定を行う場合に、当該第三者が開示の実施の前に当該開示決定について意見を述べる機会を保障するための措置について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条の「第三者に関する情報」は、第三者が特定又は識別される情報に限らず、広く第三者に関連する情報であれば足りる。
- 2 第1項は、開示請求に係る公文書に国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、開示決定等の判断の適正を期するために、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって開示決定等の慎重かつ公正を確保せんとしたものである。ただし、実施機関に対して、当該情報に係る第三者に意見書を提出する機会を付与することを義務付けたものではない任意的意見聴取をいうものであり、また、意見書を提出した第三者に、開示決定等についての同意権を与えたものではないものである。
- 3 第2項は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすること

が必要であると認められる情報」（第7条第2号イ，同条第3号ただし書）を開示しようとするとき，又は第9条の規定により公益上の必要性を理由とした裁量的な開示をしようとするときは，第三者の権利利益を保護する観点から，当該第三者に意見書を提出する機会を付与することを実施機関に義務付けた必要的意見聴取をいうものである。

第2項の規定による必要的意見聴取には，第1項の規定による任意的意見聴取と異なり第三者の所在が判明しない場合を規定しているが，これは，第1項の規定による任意的意見聴取を行わなくても手続上の違法性が生じることは通常ないが，第2項の規定による必要的意見聴取の場合には意見書の提出機会を与えることを実施機関に義務付けていることから，この義務が免除される場合があることを明確化したものである。

4 第3項は，第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が，反対意見書を提出した場合において，実施機関が開示決定をする場合，当該第三者が開示実施の前に開示決定を争う機会を保障したものである。

5 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは，反対意見書を提出した第三者が，公文書の開示決定の取消しを求め，行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（処分又は裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。）あるいは行政不服審査法に基づく審査請求（審査請求は，原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に提起しなければならない。）を提起することが可能となる相当の期間を設けることが必要であることと，開示請求者の迅速な開示への期待とを利益衡量し，2週間を置くこととしたものである。

第16条 開示の実施

- 第16条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき相当な理由があるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、公文書を開示する旨の決定をした場合における手続、また、公文書の開示を受けた者の再開示を申し出る権利について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項に掲げる公文書の種類別の開示の方法は、次のとおりとする。
- (1) 文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付
 - (2) フィルムについては視聴又は写しの交付
 - (3) 電磁的記録
 - ア 録音テープについては専用機器により再生したものの聴取又は複写したものの交付
 - イ ビデオテープについては専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
 - ウ その他の電磁的記録については、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付とするが、電磁的記録を次に掲げる方法により開示することが容易であるときは、次に定める方法により行うことができる。
 - (ア) 電磁的記録を専用機器で再生したものの視聴又は聴取
 - (イ) 電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付
 - (ウ) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、市長が定めるもの（電子メール等）による電磁的記録の送信
- 2 「公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、公文書の形態又は形状から判断して、公文書が汚損し、又は破損されるおそれがあるときをいうものである。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、開示請求の対象となる公文書を原本のまま閲覧又は視聴に供することにより業務の遂行に支障を及ぼす場合をいう。この「正当な理由」には、次のような場合が挙げられる。
- (1) 実施機関において、原本を利用する必要があり、これを閲覧又は視聴に供すると業務の遂行に支障を及ぼす場合

- (2) 開示請求の対象となる公文書が、台帳等の調製されたものの一部であり、容易に分離することができない場合
 - (3) 部分開示決定を行うに当たり、原本に対し不開示部分を黒塗りする等の処理ができない場合
- 4 実施機関は、第1項による開示の実施により、開示請求者が指定した開示の実施の方法に対する開示義務を履行したこととなる。そのため、開示請求者は口頭等による事実上の再度の開示を要求することはできず、新たに開示請求を行うか、再開示制度による申出を行わなければならない。
- なお、実施機関における開示の実施の方法の履行は、その方法に応じ、次のように整理する。
- (1) 閲覧、視聴及び聴取 左記行為を行ったとき。
 - (2) 写しの交付及び複写したものの交付 写し又は複写媒体を窓口来庁時による手渡し、開示請求者への送付（開示請求者本人の住所のほか、別に指定した送付先への送付を含む。）等により当該写し又は複写媒体が開示請求者の了知し得る状態にあるといえるとき。
- 5 第1項による開示の実施は、開示請求手続の一連の行為の一つであることからすれば、利用者の責務（条例第4条）はこの場面にも当然に及ぶ。このため、「適正な請求」（同条）が実現されない（開示の実施が適正に執り行われない）と認められる場合は、開示決定を受けた公文書の以後の開示を停止する等の対応も検討する必要がある。
- 6 公文書の開示の実施方法が閲覧、視聴又は聴取の場合にあっては、同一日、おおむね2時間以内とし、執務時間外の実施は認めないものとする。
- 7 第2項は、再開示制度を定めたものである。この規定により、当初閲覧を希望していた開示請求者が、開示後に写しの交付を希望することが可能となる。
- 例えば、第1項の規定により閲覧を希望し、実際に公文書を閲覧した上で、写しの交付が可能な部分を特定して、本条第2項の規定により30日以内に写しの交付を再開示申出書（規則第11号様式）を用いて申し出ることができる。
- 8 第2項の「公文書の開示を受けた」とは、実施機関において開示の実施の方法が履行されたときをいう。
- 9 再開示制度を利用しての公文書の更なる開示の申出に関しては、申出者に対し、際限なく申出を行使できることまでを認めたものではない。期間及び方法の側面から、制限がある。
- (1) 申出期間については、「最初に開示を受けた日から30日以内」として、これを制限している。なお、起算日は、「最初に開示を受けた日」であり、例えば、最初に閲覧による開示を受けた公文書の一部について、写しの交付として再開示を申し出（一度目の再開示の申出）、その後、他の部分についても写しの交付として再開示を申し出する場合（二度目の再開示の申出）、二度目の再開示の申出の起算日は、最初に閲覧による開示を受けた日であり、一度目の再開示の申出により申出期間が延長されることにはならない。

(2) 申出の方法については、規則第10条第2項本文で「既に開示を受けた公文書につき採られた開示の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。」として、繰り返し同一の方法での再開示の申出を認めていない。

10 再開示制度を利用しての公文書の更なる開示についても公文書の開示の請求の一手段といえることから、条例第4条の利用者の責務は当然に課されているものといえる。このため、開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、みだりに更に開示を受ける旨を申し出ることにはできない。

第17条 他の法令等による開示の実施との調整

第17条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、他の法令等に公文書の開示についての規定があるときに、この条例による開示との関係をどのように調整するかを定めたものである。

すなわち、個別法令等により、

- (1) 公表、公示等の情報公表義務制度
- (2) 何人にも閲覧や謄本・抄本の交付を認める客観的情報開示請求制度
- (3) 利害関係人にのみ閲覧や謄本・抄本の交付を認める主観的情報開示請求制度
- (4) 文書を公にすることを禁止する制度

が定められているが、この条例とこれらの法令等の規定とは趣旨、目的、手続を異にしており、相互排他的なものと解するのではなく、基本的には、両者が並行して適用されるものと解するべきである。ただし、これらの個別の法令等により、公文書へのアクセスがこの条例と同一の条件の下で確保されているときは、この条例を並行して適用する必要はないとするものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、この条例に基づく開示請求の対象となる公文書であっても、他の法令等で前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示は行わないとしたものである。

本条の規定により開示請求が調整されるものは、他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付による開示が認められている公文書である。

- (1) 「法令等」とは、「法令及び条例」をいう。
- (2) 「何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付による開示が認められている」ものであるかは、他の法令等に「何人にも」開示する旨を規定している等の、公文書にアクセスすることのできる者を条文上制限していないかどうかで判断することになる。

例えば、道路法（昭和27年法律第180号）第28条第3項は、「道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない」としており、何人にも例外なく閲覧を認めているから、本条第1項本文による調整の対象になり、この条例に基づく閲覧は行われぬことに

なる。

- (3) この条例による開示制度と他の法令等による開示等との調整対象は、あくまでも「公文書」であり、調整については、記載内容の近似性をもって行うものではない。

なお、本条第1項本文による調整が行われるのは、「同一の方法で開示することとされている場合」に限られるので、例えば、道路法第28条第3項は閲覧を認めるのみであるから、写しの交付を求められた場合については、この条例を適用して判断することになるものである。

- 2 第1項かっこ書きは、本条による調整は、他の法令等による開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限るとしたもので、他の法令等が一定期間内に限定して閲覧を認めている場合には、その前後の期間については、この条例を適用して判断することになるものである。

- 3 第2項は、他の法令等で定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用することとしたものである。

例えば、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項による都市計画の案の縦覧は、閲覧とみなし、公告の日から2週間は都市計画法の縦覧の規定が適用されることになるが、2週間を過ぎると、都市計画法の縦覧は行われないので、この条例が適用されることになる。

- 4 「縦覧」とは、一般に申出により台帳、名簿その他の公文書について、異議の申出等の機会を与える等の目的で、広く一般に見せる場合をいう。

- 5 「閲覧」とは、一般に申出により台帳、名簿その他の公文書の記載事項を調べる場合をいう。

- 6 法令等に基づき、公文書の縦覧等が定められているものの例

- (1) 閲覧の手続を定めているものの例

ア 地価公示図書（地価公示法（昭和44年法律第49号）第7条第2項）

イ 住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項）

ウ 道路台帳（道路法第28条第3項）

エ 公共下水道台帳（下水道法（昭和33年法律第79号）第23条第3項）

オ 都市公園台帳（都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条第3項）

カ 選挙人名簿の抄本（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2等）

キ 建築計画概要書（建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の

2)

(2) 縦覧の手続を定めているものの例

ア 固定資産課税台帳又はその写し（地方税法第416条）

イ 都市計画の案（都市計画法第17条第1項）

ウ 都市計画の決定図書又はその写し（都市計画法第20条第2項）

(3) 謄本，抄本その他の写しの交付の手続を定めているものの例

ア 住民票の写し（謄本，抄本）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（住民基本台帳法第12条第1項）

イ 戸籍の附票の写し（住民基本台帳法第20条）

ウ 戸籍（謄本，抄本）の写し又は戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項）

エ 納税証明書の交付（地方税法第20条の10第1項）

7 なお，これらの場合において，当該法令等でそれぞれの限定をしている趣旨を十分踏まえて，開示，不開示等の判断を行うものとする。

第18条 費用の負担

- 第18条 開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。
- 2 開示請求をして、電磁的記録の開示を受けるものは、当該電磁的記録の種類に応じ規則で定める開示の実施の方法ごとに定められた当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。
- 3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前2項の費用を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

本条は、公文書の開示を受けるものが、公文書の写しの作成等に要する費用（いわゆる実費）を負担しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成に要する費用（実費）を負担しなければならないこととしたものである。
- 2 第2項は、電磁的記録の開示を受けるものは、当該開示の実施に要する費用（実費）を負担しなければならないこととしたものである。
- 3 第3項は、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前2項の費用を減額し、又は免除することができることとしたものである。
- 4 「経済的困難」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）により、保護を受けている者をいう。
- 5 「その他特別の理由」とは、災害等により、費用を負担することが困難であると認めるものをいう。
- 6 公文書の写しの作成等に要する費用については、社会的な状況及び技術的な進展状況を勘案して規則で定めるものとし、実費の積算の基準等は八千代市情報公開事務取扱要領等に定め、これによるものとする。

第3章 審査請求

第19条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の「特別の定め」として審理員の適用を除外することを定めたものである。

行政不服審査法第9条第1項は、審査請求された審査庁が原則として審理員を指名しなければならない旨を規定しているが、条例に基づく処分について特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととしている（同項ただし書）。

【解釈及び運用】

- 1 この条例では、審査請求については八千代市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問することとしており、処分の性質、これまでの審査会の関与及び実績等に照らし、審理員による審理が不要と考えられることから、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用しない旨の規定を置くこととした。
- 2 行政不服審査法第9条第1項ただし書の特別の定め（本条）がある場合には、同条第3項の規定による読み替えにより、審理手続における「審理員」は「審査庁」と読み替えられることとなる。

審査庁は審査請求を受け、これに対する応答として裁決を行う行政庁であり、原則として、処分庁等の上級行政庁が審査庁となり、処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等が審査庁となる（行政不服審査法第4条）。
- 3 「特別の定め」により審理員制度の適用を除外したため、行政不服審査会への諮問は不要となる（行政不服審査法第43条）。
- 4 「審査請求」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為等に不服のある者が、当該行政庁又はその上級行政庁に対し不服申立てを行い、その違法又は不当を審査させることにより、当該行政庁の違法又は不当な行為の是正、排除等を請求する手続である。
- 5 行政不服審査法上認められている審査請求には、「処分」に対する審査請求と「不作為」に対する審査請求がある。
 - (1) 「処分」とは、一般的には行政庁が法令に基づき公権力の行使として、国民に対し権利を設定し、義務を課し、その他具体的な法律上の効果を発生させる行為をいうものとされており、この条例においては、次のような場合が考えられる。
 - ア 不開示情報が含まれていることを理由に、不開示の決定を行った場合
 - イ 公文書の存否を明らかにしないで、不開示の決定を行った場合
 - ウ 公文書が存在しないことを理由に、不開示の決定を行った場合

エ 部分開示の決定を行った場合

オ 開示請求を却下した場合

(2) 「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいうとされており、この条例においては、実施機関が合理的な理由もなく、開示請求があった日から起算して15日を経過しても、開示決定等又は開示決定等の期間の延長の通知を行わない場合等が考えられる。

6 行政庁の処分等に不服のある者は、この審査請求制度のほか行政事件訴訟法により、裁判所に対して救済を求めることができる。

審査請求と訴訟のいずれの方法によるかは、法的救済を受けようとするもの選択に委ねられており、また、審査請求を行った後に訴訟を提訴することも可能である。

第19条の2 審査会への諮問

第19条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、八千代市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、原則として、審査会に諮問する義務があること及び例外的に諮問を要しない場合について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公文書の開示請求に係る決定に対する審査請求があった場合、審査をし、裁決を行うのは当該処分に係る実施機関がすることとなるが、実施機関が保有する公文書を開示するかどうかの判断を、当事者である実施機関のみで行うのではなく、諮問機関としての審査会の意見、すなわち第三者的立場からの判断を尊重して裁決を行うことにより、より客観的で合理的な解決が期待できるものであることから、当該審査請求を受けた実施機関に対して、審査会への諮問を義務付けたものである。
- 2 第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、次のような場合がある。このような場合においては、審査会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるので、実施機関は諮問を要しないものとする。
 - (1) 審査請求期間の経過後に審査請求がなされたものであって、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるとき。
 - (2) 審査請求の資格がない者からの審査請求であるとき。
 - (3) 審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないとき。
 - (4) 審査請求の対象とされた開示請求に対する決定等の処分が存在しないとき。
 - (5) 審査請求書が提出された後、処分庁が原処分を職権で取り消し、新たに決定する等、後発的な事情により、原処分に係る審査請求を適法に維持することができなくなったとき。
- 3 第2号は、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であるとして、裁決で原処分を取り消し、又は原処分を開示する旨の決定に変更する場合

は、第三者からの反対意見書が提出されている場合を除き、審査会への諮問は不要であるとしたものである。

第20条 諮問をした旨の通知

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、前条第1項の規定により実施機関が審査会に諮問した場合は、審査請求の処理状況を明らかにするため、実施機関が審査請求人、参加人等に対して、審査会に諮問した旨を通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、諮問庁が、審査請求人や行政不服審査法第13条に規定する参加人（利害関係人）などの関係者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを義務付けたものである。
- 2 第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人が参加人として参加する場合、この参加人に対し通知することとしたものである。
- 3 第2号は、開示決定について第三者が審査請求を提起している場合、開示請求者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 4 第3号は、開示決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。

第21条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者から開示決定の取消しを求めて審査請求がなされ、これを却下し、又は棄却する場合においては、審査請求に対する裁決と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置くこと等により、第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等（第11条各項の決定をいう。以下同じ。）に対する審査請求について、開示決定（公文書の全部又は一部を開示する決定をいう。以下同じ。）に対する第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する裁決を行う場合、又は開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該裁決に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者に訴訟提起の機会を保障するため定めたものである。
- 2 第1号は、開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該公文書は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利を保障する観点からは望ましいことから、審査請求に対する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。
- 3 第2号は、開示請求に係る公文書の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定よりも開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者の利益保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くこととしたものである。
- 4 本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 5 裁決により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定が取り消された結果、処分庁が再度行う当該公文書の開示決定は、第11条第1項の規定に基づくものであるから、第15条第3項の規定が適用され、開示決定の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4章 補則

第22条 公文書の管理

第22条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則等で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の規則等においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例に基づく公文書の開示等が適正かつ円滑に運用されるためには、公文書が適切に作成、分類、保存及び廃棄される必要があり、これら公文書の管理は規則等で規律されるものであることを確認したものである。

【解釈及び運用】

1 第1項は、情報公開制度が適正かつ円滑に運営されるためには、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが必要であることから、実施機関には公文書を適正に管理しなければならない責務があるとしたものである。

2 第2項は、実施機関は、規則等で公文書の管理に関する必要な事項を定め、これを一般の閲覧に供しなければならないとしたものである。

3 第3項は、公文書の管理について、規則等で定めるべき事項を示したものである。

4 本条でいう規則等とは、八千代市文書管理規則等を指す。

第23条 情報公開の総合的な推進に関する市の責務

第23条 市は、実施機関の保有する情報の提供及び情報の公表に関する施策の充実を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、開示請求制度に基づく請求を待つてする受動的な開示にとどまらず、市が能動的に行う情報の提供及び情報の公表を併せた総合的な情報公開制度の推進の努力義務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公文書開示制度は、開かれた市政運営のための有効な手段であるが、市民が開示請求をしない限り開示されないこと、開示の対象は公文書そのものであり、さらに開示請求者のみに開示されること等から、必ずしも市民にとって分かりやすいものではない。

このようなことから、市民参加による開かれた市政を実現するためには、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報の提供及び情報の公表に関する施策をより一層充実させ、相互に補完し合うことで情報公開の総合的な推進に努めていかなければならない。

- 2 「情報の提供」とは、市民からの請求を待つことなく、市が自主的に情報を公にすることをいい、次のようなものをいう。

- (1) 広報紙、図書、リーフレット等の印刷物等により提供される情報
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力により提供される情報
- (3) 電話案内や電子メールサービス等を通じて提供される情報
- (4) ホームページやSNS等を通じて提供される情報
- (5) 説明会、見学会等の行事、催物に当たって参加者に提供される情報

- 3 「情報の公表」とは、法令等に基づき、義務的に情報を公にすること等をいい、次のようなものをいう。

- (1) 予算の公表（地方自治法第219条第2項）
- (2) 決算の公表（地方自治法第233条第6項）
- (3) 財政状況の公表（地方自治法第243条の3第1項）
- (4) 業務の状況の公表（地方公営企業法第40条の2第1項）

- 4 「充実を図り」とは、従来から実施してきた各種の情報の提供及び情報の公表に関する施策をより一層充実させるとともに、情報公開の目的を達成するため、必要な情報を市民に対し、正確で分かりやすく、様々な媒体で提供・公表する等、施策の量的拡充や質的向上を図ることをいう。

- 5 実施機関は、情報公開制度の実施によって、これまで行われてきた情報の提供が妨げられたり、その手続が煩雑になったりすることのないよう留意するとともに、より開かれた市政を実現するために提供し、公表すべきと認められる情報については、本条の趣旨を踏まえ、積極的に提供及び公表に努めるものとする。

第24条 出資等法人の情報公開

第24条 市が出資その他財政支出等を行う法人のうち市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導及び助言に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市が出資その他財政支出等を行う法人で市長が定めるものの情報公開並びにこれらの法人に対する市長の指導及び助言に関する努力義務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 出資等法人は、市とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、市と極めて密接な関係を有し、その事務事業が、市の事務事業の補完的な機能を有すること等を理由とし、市が一定程度の出資その他財政支出等を行う法人であることから、その保有する情報の公開を進めていく必要があり、出資等法人の設立趣旨や自立性に配慮しつつ、出資等法人が自主的に情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める責務について定める一方、市長に対しては、出資等法人の情報公開に関し必要な措置を講ずるよう指導及び助言する責務を課したものである。
- 2 「市が出資その他財政支出等を行う法人のうち市長が定めるもの」とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人である。
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、出資等法人が、この条例の趣旨にのっとり、当該出資等法人の情報公開に関する内部規程を設けるなど、その保有する情報を公開するための制度を整えることをいう。
- 4 「指導及び助言に努め」とは、市長が出資等法人に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、内部規程の標準案（モデル案）を示すなどの指導及び助言を行うことをいう。

第25条 指定管理者の情報公開

第25条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行わせるときは、情報の公開に関し指定管理者が講ずべき措置を定めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が公の施設の管理を行う指定管理者に対し、情報の公開に関する措置を講じなければならない責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「講ずべき措置」とは、指定管理者が、この条例の趣旨にのっとり、公の施設の管理業務の執行に当たり、管理業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した文書等について、情報公開の規程を設けるなど、その保有する文書等を公開するための制度を整えることをいう

第26条 公文書の検索目録等の作成

第26条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、開示請求に際し、公文書の検索を容易にし、この条例の円滑な運用を図るため、公文書の目録等の作成の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、実施機関が管理している公文書を明らかにし、また、開示請求をしようとする者が、求める内容の公文書の特定を容易に行えるようにするため、実施機関の責務として、公文書の検索に必要な目録等を作成し、市民等一般の利用に供することとしたものである。
- 2 実施機関が管理している公文書は大量であり、開示請求者が目録等から求める公文書を特定することは、相当の困難を要すると考えられる。したがって、実施機関の職員は、開示請求者の意向を十分に把握し、求める内容を正確に聴取して公文書の特定を行うことが必要である。
- 3 「公文書の検索に必要な目録等」とは、実施機関の各課において作成する文書管理簿等を基に作成する公文書総合目録等をいう。
- 4 「一般の利用に供する」とは、上記の目録等を情報公開コーナーに備え付け、閲覧に供すること等をいう。

第27条 実施状況の公表

第27条 市長は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示等についての実施状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の施行の状況を定期的に明らかにすることにより、制度の公正な運営を図るため、市長の公表に関する責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、開示請求を中心として情報公開制度の実施状況を把握し、制度の今後の適正な運用を図るとともに、市民にこれを周知して、市民の適正な利用及び情報公開制度の発展を推進することを目的としている。
- 2 公表は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示請求件数、公文書の開示決定件数等についての実施状況をとりまとめ、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

第28条 委任

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則等で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を定めることを規則等に委任することを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、この条例の施行に関し必要な事項を、各実施機関がそれぞれ規則、規程等で定めることとしたものである。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(八千代市公文書公開条例の廃止)

2 八千代市公文書公開条例（平成3年八千代市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、平成3年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書に適用するものとする。

4 議会が保有している公文書については、前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日以後に議会の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する。

5 この条例の施行の際旧条例第7条の規定により、現になされている公文書の公開の請求は、この条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

6 この条例の施行の際現になされている旧条例第13条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第19条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

7 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれを相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

8 旧条例第14条第1項の規定により置かれた八千代市公文書公開審査会は、この条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

9 この条例の施行の際現に旧条例第14条第3項の規定により八千代市公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、この条例第22条第4項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年9月30日までとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【趣旨】

第1項関係 この条例の施行期日を平成12年10月1日と定めたものである。

第2項関係 現行の公文書公開条例（以下「旧条例」という。）を廃止するため定めたものである。

第3項関係 経過措置として、適用する公文書の範囲を定めたものである。

第4項関係 議会が保有している公文書についての適用の特例を定めたものである。

第5項関係 旧条例の規定による公文書の公開の請求を、この条例の規定による開示請求とみなすため、定めたものである。

第6項関係 旧条例の規定による不服申立てを、この条例の規定による不服申立てとみなすため、定めたものである。

第7項関係 旧条例の規定によりした処分等は，この条例の相当規定によってしたものとみなすため，定めたものである。

第8項関係 旧条例の規定により置かれた審査会を，この条例のもとで同一性をもって存続するものとするため，定めたものである。

第9項関係 旧条例の規定により審査会の委員に委嘱されている者を，この条例の審査会の委員に委嘱されたものとみなすため及び任期の特例について，定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第3項は，この条例の適用対象となる公文書は，平成3年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した公文書とすることとしたものである。
- 2 第4項は，議会が保有している公文書については，前項の規定にかかわらず，平成12年4月1日以後に議会の職員が職務上作成し，又は取得した公文書について適用対象とすることとしたものである。